

- 18 1,000万円以上の支出負担行為（償還金、利子及び割引料に限る。）をすること。
- 19 400万円以上2,000万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。
- 別表第1課長専決事項の欄第31号中「300万円」を「1,000万円」に改め、「委託」の次に「並びに償還金、利子及び割引料」を加える。
- 別表第2会計課の項第3項分掌事務の欄中「及び収納代理郵便官署」を削り、同項知事決裁事項の欄第2号中「収納代理金融機関」の次に「（日本郵政公社を除く。）」を加え、同項同欄第3号中「収納代理郵便官署」を「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）」に改め、同項出納局長専決事項の欄第1号中「収納代理金融機関」の次に「（日本郵政公社を除く。）」を加える。
- 別表第3会計課の項第2項出納局長専決事項の欄第1号中「使用料及び賃借料」の次に「（リース契約を除く。）」を加え、同項同欄第2号を次のように改める。
- 2 400万円以上2,000万円未満の使用料及び賃借料（リース契約に限る。）の支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行うこと。
- 別表第3会計課の項第2項出納局長専決事項の欄中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、同項同欄第8号中「（工事に係る測量、調査、試験及び設計の委託に限る。）」を削り、「並びに補償、補填及び賠償金（補償金に限る。）」を「、貸付金、補償、補填及び賠償金（補償金に限る。）並びに償還金、利子及び割引料」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同項同欄中第9号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- 6 1,000万円以上の扶助費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行うこと。
- 別表第3会計課の項第2項課長専決事項の欄第2号中「使用料及び賃借料」の次に「（リース契約を除く。）」を加え、同項同欄第3号を次のように改める。
- 3 400万円未満の使用料及び賃借料（リース契約に限る。）の支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行うこと。
- 別表第3会計課の項第2項課長専決事項の欄第5号中「（工事に係る測量、調査、試験及び設計の委託に限る。）」を削り、「（補助金に限る。）」の次に「、扶助費、貸付金」を、「（補償金に限る。）」の次に「、償還金、利子及び割引料」を加え、同表管理調達課の項第1項出納局長専決事項の欄に次の1号を加える。
- 1 重要備品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品及び地方支出機関の出納員の保管に係る物品を除く。）に関すること。
- 別表第3管理調達課の項第1項課長専決事項の欄に次の1号を加える。
- 1 重要備品以外の物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品及び地方支出機関の出納員の保管に係る物品を除く。）に関すること。
- 別表第3管理調達課の項に次の1項を加える。

<p>2 重要備品の取得その他物品の出納に関係のある重要な事項の合議に関すること。</p>		<p>1 1,000万円未満の重要備品を取得するときの合議に関すること。</p> <p>2 物品取扱規則第9条の規定による寄附により1,000万円未満の物品を取得するときの合議に関すること。</p> <p>3 重要備品の用途を変更するときの合議に関すること。</p> <p>4 重要備品の保管転換をするときの合議に関すること。</p> <p>5 教育委員会及び警察本部所管に係る物品に関する事務のなかで、重要備品の不用決定をしようとするときの合議に関すること。</p>		
---	--	--	--	--

		6 物品取扱規則第17条の規定に基づき、物品を貸付け又は譲与し、若しくは適正評価額から減額した対価で譲渡しようとするときの合議に関すること。	
--	--	--	--

附 則  
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。